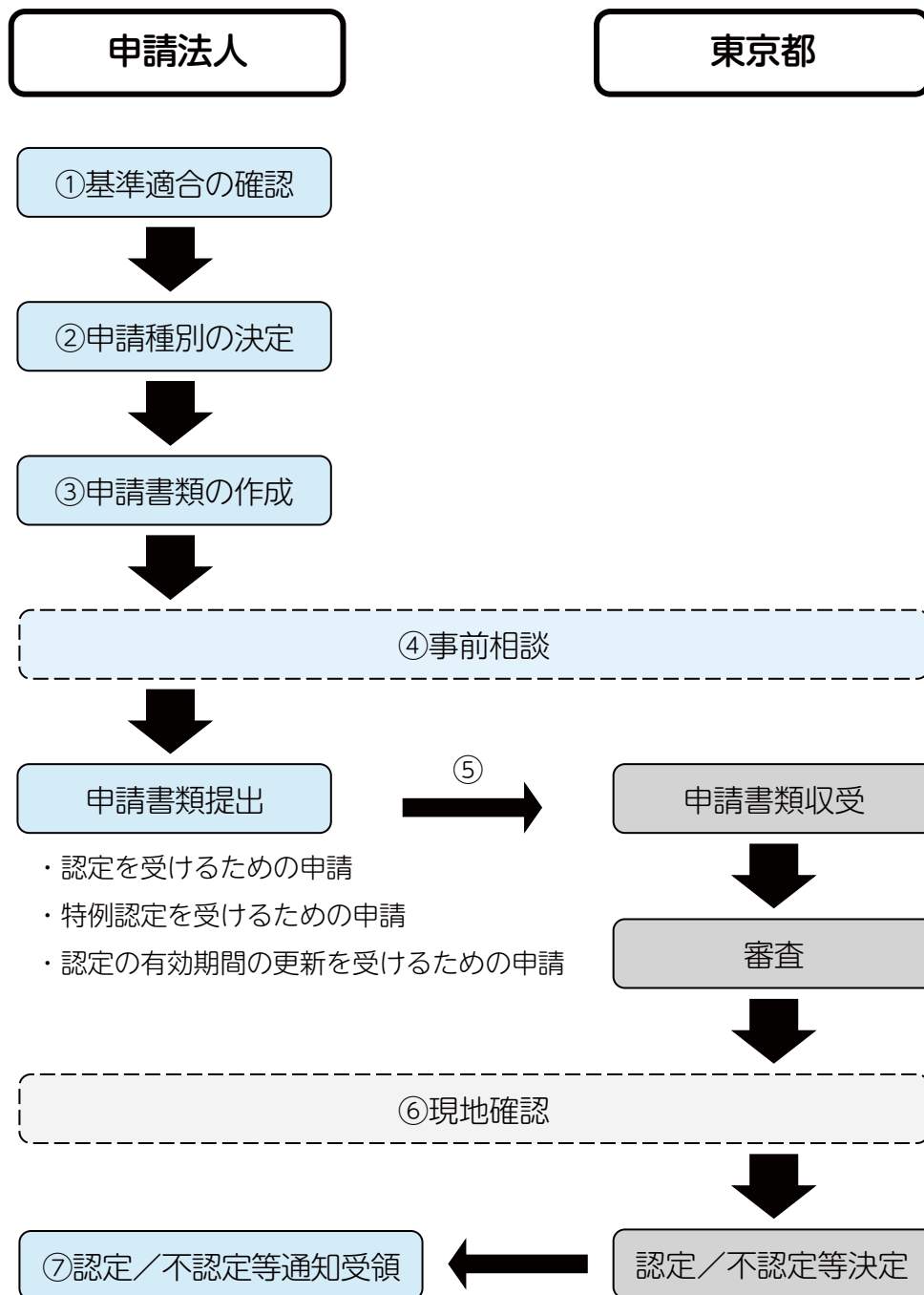


## <認定・特例認定・認定の有効期間の更新の流れ（概略）>



※①～⑦の数字は次頁に対応しています。

合併法人の認定申請については以下をご覧ください。

- ・合併をした法人が認定申請をする場合：92頁～
- ・認定（特例認定）法人が合併をする場合：102頁～

### ①基準適合の確認 **必須**

認定を検討される場合、申請書類を作成する前に、まずは「事前チェックシート」（→16頁～）にて認定（特例認定）を受けるための基準に適合しているかをご確認ください。

### ②申請種別の決定 **必須**

事前チェックシートの結果等を踏まえ、申請種別を決定します。

なお、特例認定は設立5年以内かつ過去に認定又は特例認定を受けたことのない法人のみが対象となっておりますので、ご注意ください。

### ③申請書類の作成 **必須**

基準等を確認しながら申請書類を作成します（→認定：36頁～、特例認定：81頁～、認定の有効期間の更新：90頁～）。

申請様式、書式は東京都NPO法人ポータルサイトからもダウンロードできます。

### ④事前相談 **任意**

東京都では、認定申請等に当たり事前相談をお勧めしております。

**事前相談は完全予約制ですので、事前に電話又は電子申請（東京共同電子申請・届出サービス）にて日時の予約をしてください。**

### ⑤申請書類提出・申請書類收受 **必須**

下記窓口（直接持参又は郵送）にて申請書を受け付けております。**不足書類等がある場合は收受できません**ので、必要書類と部数を事前に必ず確認してください（→認定：31頁、特例認定：80頁、認定の有効期間の更新：86頁）。

### ⑥現地確認 **実施する場合あり**

申請書の内容の確認のために現地確認を実施する場合があります（→77頁、83頁）。

### ⑦認定／不認定等通知受領 **必須**

東京都以外の道府県の区域内にその他の事務所を設置している法人は、その他の事務所が所在する道府県の知事あてに関係書類を提出する必要があります（→認定：78頁、特例認定：84頁、認定の有効期間の更新：90頁）。

(相談・申請等の窓口)  
東京都生活文化局\*都民生活部管理法人課NPO法人担当  
〒163-8001  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎19階南側  
電話 03(5388)3095  
(東京都NPO法人ポータルサイト)  
[https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo\\_houjin/](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/)

\*令和4年4月より生活文化局は生活文化スポーツ局に変わります。